

本税の税収の使いみち

本税は税収を得ることよりも、
再エネ事業の地域との共生の促進を目的として導入したものです。

なお、もし税収があった場合には、本税の趣旨に則り、再エネ発電施設の適地誘導や、地域の環境保全のための活動基盤の整備等に要する費用に充ててを想定しています。



よくあるご質問

Q 課税されるのは、1つの設備につき1回だけですか？

A 課税対象となる再エネ発電設備に対しては、本税条例の失効（令和11年4月1日）まで、当該発電設備が課税対象としての要件を満たす間は、毎年課税されます。また、本税条例は失効前に課税のあり方を見直すこととされていますが、その見直しの結果として現在の制度を延長することとなれば、引き続き課税されます。



Q 課税が開始されるのは、発電設備の設置工事に着手したときですか？それとも、発電設備が稼働開始したときですか？

A 課税を開始するのは、再エネ発電設備が完成した後、自家用または事業用に供することができる状態、具体的には再生可能エネルギー源から変換した電気を売却・消費等できる状態となってから初めて迎える賦課期日（N年1月1日）の翌年度（N年度）となります。



税についてもっと詳しく知りたい！

「自家消費」の認定を受けるには？



宮城県環境生活部次世代エネルギー室にお気軽にご相談ください。

ガイドラインの運用を含め、市町村の担当課等の紹介や、必要な助言等の支援を行います。

宮城県では、**カーボンニュートラルの実現**に向け、再生可能エネルギーの導入拡大、住宅・建築物の省エネ化の推進など、総合的かつ計画的に取り組んでいます。



再生可能エネルギー地域共生促進税に関するお問合せ先

税の趣旨、非課税について

宮城県環境生活部次世代エネルギー室
地域共生推進班

☎ 022-211-2332 ✉ jienec@pref.miyagi.lg.jp



納付手続について

宮城県総務部税務課課税班 | ☎ 022-211-2324 ✉ zeimuk@pref.miyagi.lg.jp



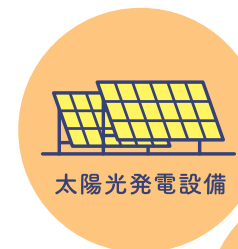
再エネ発電事業の地域との共生をめざして

再生可能エネルギー
地域共生促進税

再エネ発電事業に対し、災害・景観・環境等への懸念を地域が抱えている状況を踏まえ、宮城県は、**再エネの最大限導入と環境保全の両立のための新たな取組**として、**再エネ発電事業の地域との共生に向けた「再生可能エネルギー地域共生促進税」を導入しました。**

【施行日】令和6年4月1日

課税対象となる再エネ発電設備



太陽光発電設備



風力発電設備



バイオマス
発電設備

- ①～④の要件をすべて満たす太陽光・風力・バイオマス発電設備
- ① 宮城県内に発電設備の全部または一部が所在するもの
- ② 宮城県内であって、0.5haを超える森林(国有林、地域森林計画対象民有林)を開発した区域(以下「開発区域」という。)に、発電設備または附属設備の全部または一部が所在するもの
- ③ 開発区域における開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに、再エネ発電設備又は附属設備の設置工事に着手したもの
- ④ 自家用または事業の用に供することができる状態にあるもの

※令和6年3月31日までに「稼働済みの設備」や「再エネ発電設備の設置目的での開発行為に着手したもの」等は適用除外となります。

納税義務者

課税対象となる再エネ発電設備の所有者

▶ **地域との共生が図られていると認められる設備は非課税となります**

TAX EXEMPT

非課税となる再エネ発電設備

- ① 国または地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体または土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 家屋(住家、店舗、工場等)の屋根等にパワーコンディショナを除く全てが設置された太陽光発電設備
- ④ 地球温暖化対策推進法に基づく認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用されるもの
- ⑤ 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に基づき使用されるもの
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業(以下「準ずる事業」という。)計画に基づき使用されるもの

**地域と共生する
再エネ
発電事業**



税額（単年度に納付すべき額）の算出方法

単年度に納付する
税額

=

課税標準
〔kW〕

×

税率
〔円／kW〕

課税標準 賦課期日（1月1日）時点における再エネ発電設備の総発電出力

※いわゆる「定格出力」。太陽光発電設備の場合、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの合計出力のいずれか小さい値となります。
※再エネ発電設備または附属設備が開発区域の内外にわたる場合などは、総発電出力を設置面積で按分します。

税率 再生可能エネルギー源の種類等に応じて設定

太陽光発電設備の場合

FIT価格	10円未満	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満
税率 〔円／kW〕	620	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500

FIT価格	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上
税率 〔円／kW〕	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340

※FIT価格が「10円未満」には、FIP、非FIT/FIP（PPA、自家消費など）の発電設備を含む。

風力発電設備の場合

FIT価格	16円未満	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 〔円／kW〕	2,470	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

※FIT価格が「16円未満」には、FIP、非FIT/FIP（PPA、自家消費など）の発電設備を含む。

バイオマス発電設備の場合 1,050円／kW（一律）



課税対象となった場合の手続き等

- 賦課期日である1月1日時点で課税対象となる設備の所有者は、1月1日から1月31日までの間に、当該設備に関する申告をする必要があります。
- 納税は、4期に分けて行います。県から納税通知書と4期分の納付書を送付しますので、以下の期間に納税していただくことになります。

第1期 4月1日～4月30日

第2期 7月1日～7月31日

第3期 12月1日～12月31日

第4期 翌年2月1日～2月末日まで

以下の場合には減免措置があります。

賦課期日を迎えた後に「非課税となる再エネ発電設備」
④～⑥（前ページ）に該当することになった場合

同一の開発区域内に設置された工場等と再エネ発電設備について、当該再エネ発電設備により発電した電気を当該工場等において専ら自家消費するものとして知事の認定を得た場合

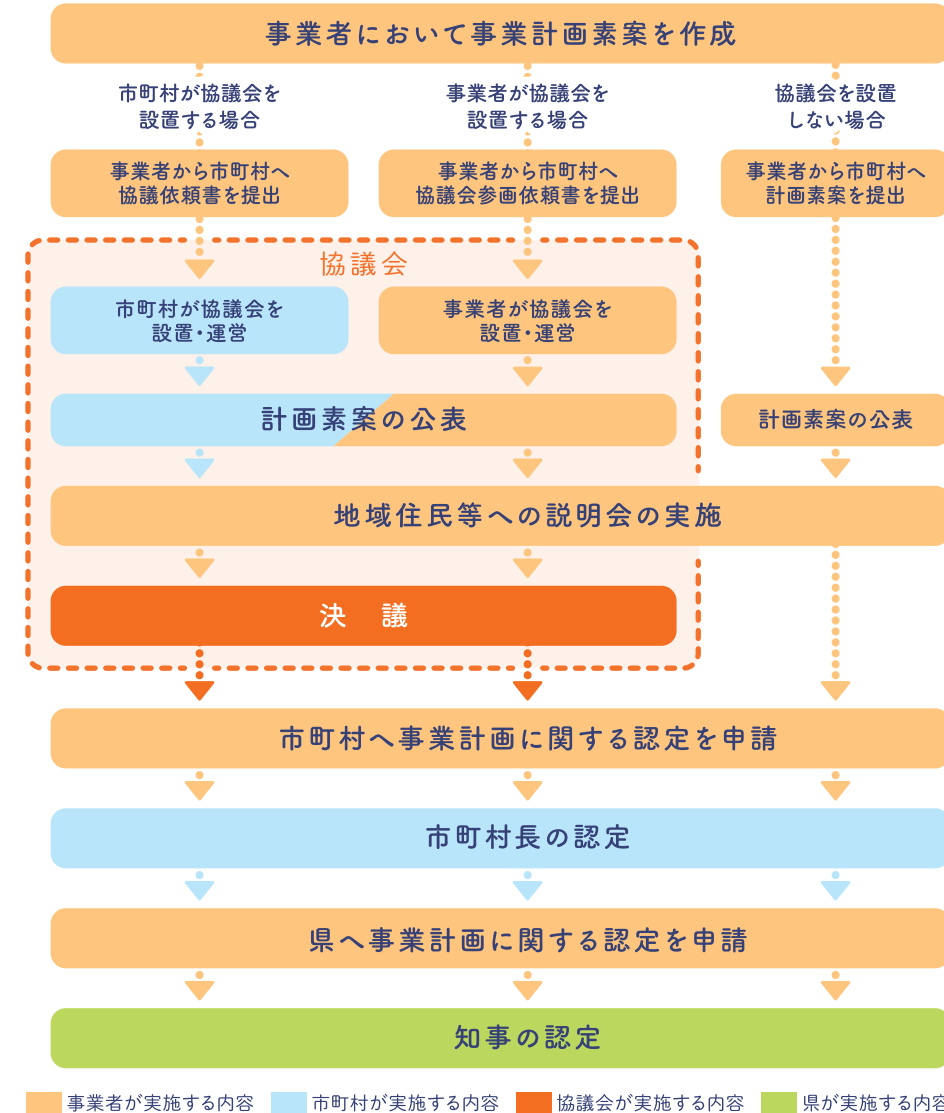
非課税となる事業を目指すには

非課税となる事業の認定を受けるためには、**地域の合意形成、地域の理解**が必要です。
詳細は**地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドライン**を確認してください。

詳しくは
こちら



《「準ずる事業」の認定までのフロー》



POINT 01

県・市町村担当部署への事前相談、事業計画骨子案や地域貢献策等についての自治会・地域の産業団体等へのヒアリングを実施した上で、事業計画素案を作成。

POINT 02

事業者が協議会を設立する場合も、構成員の人選、運営方法等は市町村と協議の上で決定。

協議会の構成員（例）

区分	構成員
市町村	担当課長等
行政機関	関係行政機関・関係地方公共団体
地域住民	自治会や住民団体の代表者
産業団体	森林組合・農協・漁協・観光協会・商工会等の代表者
有識者	社会科学・再エネ・自然環境・景観・土木（災害）・文化を研究する大学教授等
事業者	再エネ発電設備設置を計画する事業者
その他市町村長が必要と認める者（環境保護団体、再エネ事業者団体、金融機関等）	

地域の合意形成等についての基本的な考え方

- （1）関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること
- （2）感情的な対立を避け、可能な限り客観的なデータ等に基づいて議論すること
- （3）地域の考え方を尊重すること
- （4）前提条件を踏まえ議論すること

- ① 再エネを最大限導入することは必要であること
- ② 再エネ発電設備の導入には「地域との共生」が必要であること
- ③ 地域脱炭素化促進事業等は地域に貢献すべきものであること
- ④ 地域脱炭素化促進事業等は「まちづくり」の一環として取り組まれるべきものであること
- ⑤ 財産権等の権利を尊重すること
- ⑥ 協議会で協議されるのは、再エネ発電設備の設置の可否ではなく地域脱炭素化促進事業等と認定できるか否かであること

円滑な合意形成をバックアップ

▶ 補助金制度があります

非課税の認定を目指し、地域の合意形成等を図るために開催する協議会等の設置・運営に要する経費の一部を補助します。※予算の上限に達し次第終了
令和6年度予算の場合

補助事業者（協議会設置者）	事業者	市町村
補助率	補助対象経費の1/2	10/10
補助限度額	60万円	120万円

